

## スライド額算定システムの入力手順

### 1. 業者データの貼り付け

- ①請負業者から名称「工事番号.xls(例:20建企第〇〇号.xls)」として提出された図-1のExcelデータをコピーする。

図-1 「工事番号.xls」

- ②スライド額算定システムを開き、①のデータを「業者データ貼付用」シートに貼り付ける。

1)「業者データ貼付用」のシートを選択する。

### 2. スライド額算定表の入力

スライド額算定表は、工事情報、燃料算定、鋼材算定の3つの部分にて構成されている。

#### 2-1. 工事情報・燃料算定の入力

工事名 **入力①**

単価地区 **入力②** **3)のただし書き参照**

入力③ 平成 年 月 ~ 平成 年 月

設計本工事費  
(税込) **自動計算** 請負額(税込) **既済部分請負代金相当額(税込)**

工事期間(始期の翌々月～工期末の前月)の各燃料油の平均単価を、自動計算して表示している。

燃料算定

	平均価格	設計価格	数量	基額
TT1001 ガソリン	#N/A		L	#N/A
TT1002 軽油 軽油引取税込み	<b>自動計算</b>		L	<b>自動計算</b>
TT1003 軽油 軽油引取税なし	<b>自動計算</b>		L	<b>自動計算</b>
TT1004 重油(A) ドラム	#N/A		L	#N/A
TT1005 重油(A) (船舶用)	#N/A		L	#N/A

スクラップ控除額

スクラップ材のスライド額(直工相当額)  
円(税抜)

3)のただし書きに規定する既済部分の数量は除く。

入力④

入力⑤

入力⑥

#### 1)工事名の入力

工事名を「入力①」に入力する。

#### 2)単価地区の選択入力

「入力②」において、単価地区をリストボックスより選択する。

#### 3)工期の入力

対象工事の工期(始期・工期末)を「入力③」に入力する。

ただし、単品スライド条項に基づく請負代金変更の請求日以前に既済部分検査(出来高及び部分完成)を行っている場合は、工期の始期の欄に当該既済部分検査を行った月を入力する。

#### 4)本工事費・請負額・既済部分請負代金相当額の入力

変更(最終)設計の本工事費と請負額、及び、3)のただし書きに規定する既済部分請負代金相当額(※支払済み額ではなく、支払い済み部分の出来高に相応する請負代金額)を「入力④」に入力する。

#### 5)燃料油の設計単価・数量の入力

設計単価及び設計数量を「入力⑤」に入力する。(積算システムの「単価別集計表」を利用するとよい。) 設計数量は、3)のただし書きに規定する既済部分の数量は除く。

#### 6)スクラップ控除の入力

スクラップ価格の変動によって生じる控除の変動額の直接工事費相当分を「入力6」に入力する。 变動額の算出については、運用 7-1 により行うこと。

## 2-2. 鋼材算定の入力

この項目では、受注者が資料を提出した資材(鋼材類)の実勢価格と設計価格の差額を算定する。なお、価格変動後の単価は、受注者が実際に購入した単価と官側積算単価とを比較し、安価な方を採用する。

採用単価は業者が購入した単価÷請負比率と官側積算単価とを比較して安価な方を採用する。

出来高の精算による支払いを行っている場合は、支払済み部分にかかる数量は除く

### 1) 採用単価の算定方法の決定

採用単価の算定方法の決定  
採用単価(物価変動後の単価)の算定は、以下のいずれかの方法で行う。

(1) まとまる搬入目が明らかな場合

- ① 基本単価を使用できる材料(運用 別表3にコード番号がある材料)においては、「入力①」に主たる搬入月時点の基本単価を入力する。

② 物価資料(建設物価・積算資料)を使用できる材料においては、「入力②」に主たる搬入月の月号の物価資料掲載単価を入力する。

③ 特別調査や見積もりが必要な材料においては、「入力③」に主たる搬入月における換算購入単価を入力する。  
ただし、受注者が実際に購入した単価が著しく高い思われる場合などは、別途考慮する。

(2) まとまる搬入目が明らかでない場合

- ①「加重平均算定」シートに表示されている各搬入月の単価を、(1)に準じて入力し、  
同シートで算出された加重平均単価を「入力③」に入力する。

## 2) 鋼材類の設計単価・数量の入力

設計単価及び設計数量を「入力④」に入力する。(積算システムの「単価別集計表」を利用するとよい。) 設計数量は、2-1.3)のただし書きに規定する既済部分の数量は除く。

\*主たる搬入日が明らかでない場合にのみ使用

### 3. 設計書添付用の印刷

設計書添付用1及び2を印刷し、設計書に添付する。

燃料のスライド対象期間は工期の始期の翌々月から、終期の1ヶ月前

鋼材及び燃料のスライド額がそれぞれ請求額の1%を超えているかどうかを判定している。  
例では鋼材は1%を超えていたが、燃料は1%を超えていないため、鋼材のみスライドの対象としている。

## 設計書添付用2: 燃料の平均単価の算出根拠